

防衛科学技術委員会設置要綱

（設置）

第1 防衛省が直面する科学技術及び安全保障に係る複雑な諸課題の解決に向けた科学技術に関する政策及び施策の企画立案の促進に資するため、防衛省に防衛科学技術委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（討議事項等）

第2 委員会は、科学技術及び安全保障に係る重要な事項について討議を行い、防衛大臣に対し必要な助言又は提言を行う。

（構成等）

第3 委員会は、委員長、委員長代理及び委員をもって構成する。

2 委員会の委員は、科学技術について様々な専門知識を有する学識経験者及び実務経験者のうちから、それぞれ防衛大臣が委嘱する。

3 委員長は、防衛大臣が指名する委員をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

5 委員長代理は、委員長が指名する委員をもって充てる。

6 委員長代理は、委員長を助け、委員長が不在の場合、その職務を代理する。

7 委員は、原則として防衛省参与をもって充てる。

8 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

9 委員長は、委員会における討議のため必要があると認めるときは、第1項に掲げる委員以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

（関係部局の協力）

第4 委員長は、委員会における討議のために必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係者の出席、資料の提供その他の協力を求めることができる。

2 関係部局は、前項の求めがあった場合には、これに応じ、協力するものとする。

（秘密を守る義務）

第5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、防衛装備庁技術戦略部技術戦略課において処理する。

(委任規定)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他必要な事項は委員長が、この要綱の実施に関し必要となる細部事項は防衛装備庁長官が、それぞれ定める。